

Press Release

厚生労働省 千葉労働局発表 平成30年2月13日

【照会先】 千葉労働局職業安定部職業対策課長 中村 芳明職業対策課長補佐山田 医彦障害者雇用担当官小川光雄電話 043-221-4392

報道関係者各位

「精神障害者雇用促進キャンペーン」の実施について

千葉労働局管内における、平成29年6月1日現在の一般民間企業の障害者雇用率は1.91%、雇用障害者数は9937.5人と14年連続で過去最高を更新する等着実に改善しつつありますが、一方で雇用義務のある企業の約半数はいまだ法定雇用率を達成できておらず、さらにそれら企業の半数以上は障害者を全く雇用していないなど、依然として様々な課題が残されています。

改正障害者雇用促進法の施行により、平成30年4月からは障害者の雇用義務に精神障害者が加わり法定雇用率が0.2%引き上げられることから、厚生労働省では2月・3月を「障害者雇用促進キャンペーン」と定め、より一層の周知啓発に取り組むこととしました。

さらに、千葉労働局と千葉県は、平成28年8月に締結した千葉県雇用対策協定に基づき、下記の 取組みを実施します。

1 企業等への要請

千葉県知事と千葉労働局長の連名による別添文書により、障害のある方々の積極的な雇用について要請します。

- (1) 実施時期 … 平成 30 年 2 月 14 日
- (2) 要請先
 - ① 経済団体(7団体へ訪問により要請)千葉県経営者協会、千葉県中小企業団体中央会、千葉県商工会議所連合会、 千葉県商工会連合会、千葉県経済協議会、千葉県経済同友会、千葉県中小企業家同友会
 - ② 法定雇用率対象企業及び新たに法定雇用率の対象となる企業(約3,000 社へ文書により要請)
 - ③ 市町村等(91団体へ文書により要請)
- (3) 要請内容

精神障害をはじめとする障害のある方の雇用促進。

2 障害者雇用促進セミナーの開催

千葉労働局・千葉県・千葉市の共催により、障害者雇用促進セミナーを開催します。

- (1) 日 時 … 平成 30 年 3 月 14 日 (水) 午後 1 時~午後 4 時
- (2) 場 所 … 千葉県教育会館新館大ホール (千葉市中央区中央 4-13-10)
- (3) 対象企業 … 県内企業
- (4) 内 容 … 精神・発達障害者の就労支援についての講演。

精神障害をはじめとする障害のある人の雇用についてのお願い

日頃から、労働行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、雇用情勢の改善傾向が続く中、千葉県内に居住する自立して働きたいと願う 障害のある人は増加を続け、企業における採用意欲の高まりもあり、障害のある人の 新規求職・就職件数は7年連続で過去最高となり、特に精神障害のある人の求職・ 就職件数は大きく増加しております。

一方、千葉県内の民間企業において障害のある人を雇用している割合は年々増加しているところではありますが、平成29年6月1日現在の集計結果では、千葉県全体の雇用率は1.91%と、全国平均(1.97%)を下回り、全国ワースト3位と極めて低い状況にあります。

また、改正障害者雇用促進法の施行により、平成30年4月1日からは障害者の雇用義務の対象に精神障害のある人が追加されることに伴い、民間企業の法定雇用率が2.2%へ引き上げられることとなります。精神障害をはじめとする障害のある人の更なる雇用促進と職場定着の推進に繋げていくため、行政や関係機関、民間企業をはじめ社会全体が一体となって取り組むことが必要となっております。

千葉県では、県内16か所の「障害者就業・生活支援センター」等の関係機関と連携し、障害のある人の職業能力開発や事業主への理解促進を図るとともに、雇用促進・定着支援に向けた企業支援などを行っております。

千葉労働局・ハローワークにおいては、法施行前にあたる2月・3月を「精神障害者雇用促進キャンペーン」として、精神障害者をはじめとする障害のある人の雇用の推進について、より一層の周知啓発に取り組むこととしております。

つきましては、貴団体に置かれましても、障害のある人を雇用する責務について 御認識をいただき、引き続き、一人でも多くの障害のある人が企業に採用されるよう、 会員への周知、研修等について御協力をお願いします。

貴団体の益々の御発展と貴台の御健勝を御祈念申し上げます。

平成30年2月

《経済団体》様

千葉県知事 森田 健作 千葉労働局長 塚本 勝利

平成30年4月1日から

障害者雇用義務の対象に精神障害者が加わります

「障害者が地域の一員として共に暮らし、共に働く」ことを当たり前にするため、すべての 事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

平成30年4月1日から、障害者雇用義務の対象として、これまでの身体障害者、知的障害者に精神障害者が加わり、あわせて法定雇用率も変わります。

障害者の雇用により、以下のことが期待されます ※3頁目の事例もご参照ください。

共生社会の実現

・障害に関係なく、意欲や能力に応じて、誰もが職業を通して社会 参加できる「共生社会」の実現につながります。

労働力の確保

・障害者の「できること」に目を向け、活躍の場を提供することで、 企業にとっても貴重な労働力の確保につながります。

生産性の向上

・障害者がその能力を発揮できるよう職場環境を改善することで、 他の従業員にとっても安全で働きやすい職場環境が整えられます。

法定雇用率が、平成30年4月1日から以下のように変わります

= W > C /)	法定雇用率		
事業主区分	現行		平成30年4月1日以降
民間企業	2.0%	\Rightarrow	<u>2.2%</u>
国、地方公共団体等	2.3%	\Rightarrow	<u>2.5%</u>
都道府県等の教育委員会	2.2%	\Rightarrow	<u>2.4%</u>

[※] 今回の変更に伴い、障害者雇用義務の民間企業の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上に変わります。

あわせて、精神障害者である短時間労働者の算定方法が変わります

精神障害者の職場定着を促進するため、法定雇用率制度や障害者雇用納付金制度において、 精神障害者である短時間労働者 (*) に関する算定方法を、以下のように見直します。

精神障害者である短時間労働者であって、

<u>雇入れから3年以内の方</u>又は 精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の方 **かつ**、

平成35年3月31日までに、雇い入れられ、かつ、 精神障害者保健福祉手帳を取得した方



雇用率算定方法

対象者 1人につき **0.5** → 1

※左記の条件を満たしていても対象にならない場合もあります。詳細は、 ハローワークにお尋ねください。

※1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である方です。



厚生労働省・千葉労働局・ハローワーク・千葉県

▶ 精神障害者の就職は年々増加しています



▶ 精神・発達障害者しごとサポーターを養成しませんか?

職場の中で、精神障害、発達障害のある方々を温かく見守り、支援する応援者である精神・発達障害者しごとサポーターを養成しませんか?

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の概要

◆内 容:「精神疾患(発達障害を含む)の種類」、「精神・発達障害の

(予 定) 特性」、「共に働く上でのポイント(コミュニケーション方法)」

等について

◆メリット : 精神・発達障害についての基礎知識や一緒に働くために必要な

配慮などを短時間で学ぶことができます。

◆講座時間 :90~120分程度(講義75分、質疑応答15~45分程度)を予定

◆受講対象 :**企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講可能です**。

※ 今現在、障害のある方と一緒に働いているかどうか等は問いません。

※ 講座の開催日程は、都道府県労働局職業安定部職業対策課にお問い合わせください。

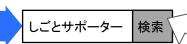
※ 受講された方には、「精神・発達障害者しごとサポーターグッズ」を進呈予定です (数に限りがあります)。

事業所への出前講座も あります

<u>ハローワークから講師が事業所に出向きます</u>。また、<u>精神・</u> 発達障害者の雇用でお困りのことがあれば、精神保健福祉士 や臨床心理士の有資格者などに相談できます。

※ 千葉労働局内では平成29年12月末までに講座を8回開催し、延べ550名の方に受講いただいております。

しごとサポーターポータルサイトを開設しました。 受講者の声をはじめ、幅広い情報をご覧いただけます。





Ш

▶ 精神障害者が企業で活躍している事例

事例1

障害のある方ができない仕事はないと思っています。

<精神障害者が従事している業務:事務> グループ会社の事務代行・契約書管理・印刷関係など



企業の担当者の声

採用当初は職域確保に苦労しましたが、1部門ずつ研修、説明、部門に即した業務の例示を繰り返 し行った結果、障害のある方に適した業務を確保しました。

当社には多くの仕事がありますが、障害のある方ができない仕事はないと思っています。会社の工夫と本人のモチベーション次第で様々なことが実現でき、双方にメリットがあります。今では、障害のある方のためだけに新たな仕事を創る必要はないと感じています。

事例2

障害者雇用は、

自分たちの仕事を見直すことができる良い刺激です。

<精神障害者が従事している業務:接客> 喫茶店のホール・厨房・レジ業務



企業の担当者の声

障害者雇用については、自分達の仕事を見直すことができる良い刺激になると考えています。朝の 挨拶で社員それぞれの調子が分かるのですが、例えば、自分の思いをあまり言葉にしない社員に対し ては、様子を見て声をかけるなどの対応をしています。日常的に何でも話してもらうことが重要だと 考えているので、社員同士で話し合ってもらうこともあります。

▶ 各種助成金制度があります! ※助成の要件や金額などはお近くのハローワークまで。

■障害者トライアル雇用助成金

I 障害者トライアルコース

就職が困難な障害者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試行雇用を行う場合に助成

Ⅱ障害者短時間トライアルコース

直ちに週20時間以上勤務することが難しい精神障害者および発達障害者の求職者について、3か月から12か月の期間をかけながら20時間以上の就業を目指して試行雇用を行う場合に助成します。

■特定求職者雇用開発助成金

特定就職困難者コース

高年齢者(60歳以上65歳未満)や障害者などの就職が特に困難な者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇入れた事業主に対して助成します。

障害者初回雇用コース

障害者雇用の経験のない中小企業において、雇用率制度の対象となるような障害者を初めて雇用し、当該雇入れによって法定 雇用率を達成する場合に助成します。

発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース

発達障害者または難治性疾患患者をハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により常用労働者として雇入れる事業主に対して助成します。

■中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金

中小企業である事業主が、地域の障害者雇用促進のための計画を作成し、当該計画に基づき障害者を10人以上等多数雇用するとともに、障害者の雇入れに必要な事業所の施設・設備等の設置・整備をした場合に、当該施設・設備等の設置等に要する費用に対して助成します。

■障害者職業能力開発助成金

I 障害者職業能力開発訓練事業

障害者の職業能力の開発・向上のために、能力開発訓練事業を行うための施設または設備の設置、整備、更新を行う事業 主等に対して助成します。

Ⅱ障害者職業能力開発訓練事業

障害者の職業能力の開発・向上のために、能力開発訓練事業を行う事業主等に対して助成します。

■障害者雇用安定助成金(障害者等が働き続けられるよう支援する助成金で、下記の3つのコースがあります)

Ⅰ 障害者職場定着コース (障害者の特性に応じた雇用管理・雇用形態の見直しや働き方の工夫等の措置を行う場合)

Ⅱ 障害者職場適応援助コース (職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援を行う場合)

Ⅲ障害・治療と仕事の両立支援制度助成コース(労働者の障害や傷病の特性に応じた治療と仕事を両立させる制度の導入を行う場合)

助成金の詳細については千葉労働局または管轄のハローワークまで

名 称	所 在 地	電話番号
ハローワーク 千 葉	千葉市美浜区幸町 1-1-3	043 (242) 1181
ハローワーク 市 川	市川市南八幡 5-11-21	047 (370) 8609
ハローワーク 銚 子	銚子市中央町 8-16	0479 (22) 7406
ハローワーク 館 山	館山市八幡 815-2	0470 (22) 2236
ハローワーク 木更津	木更津市富士見 1-2-1スパークルシティ木更津ビル5F	0438 (25) 8609
ハローワーク 佐 原	香取市北 1-3-2	0478 (55) 1132
ハローワーク 茂 原	茂原市高師台 1-5-1 茂原地方合同庁舎 1 F	0475 (25) 8609
ハローワーク いすみ	いすみ市大原 8000-1	0470 (62) 3551
ハローワーク 松 戸	松戸市松戸 1307-1 松戸ビル3F	047 (367) 8609
ハローワーク 野 田	野田市みずき 2-6-1	04 (7124) 4181
ハローワーク 船 橋	船橋市湊町 2-10-17	047 (431) 8287
ハローワーク 成 田	成田市加良部 3-4-2	0476 (27) 8609
ハローワーク 千葉南	千葉市中央区南町 2-16-3 海気館蘇我駅前ビル3F	043 (300) 8609
千葉労働局 職業対策課	千葉市中央区中央 4-11-1 千葉第 2 地方合同庁舎4F	043 (221) 4393

▶千葉県では企業支援員の派遣を行っています。

県では、企業を訪問して、障害のある人の雇用管理上のアドバイスや障害者の雇用継続を支援する「企業支援員」を、県内16の全ての障害保健福祉圏域に配置しています。

企業支援

員訪問

「企業支援員」については、**各地域の障害者就業・生活支援センター**に御相談ください。

【障害者雇用をしていない企業の悩み】 (例えば・・・)

我が社には、障害者向けの仕事がないから、障害者の雇用はむりだな。。。

・職場

- ・職場(職域)開拓
- ・障害者雇用の理解促進
- ・障害者雇用の成功例の紹介

障害者雇用をお考えの企業を支援します!

【障害者を雇用をしている企業の悩み】 (例えば・・・)

最近、周囲の社員との人間関係が心配だな。 今後の、昇給などはどうしたらいいのかな? **企業側から**相談できるところがあるといいな。

企業支援 員訪問

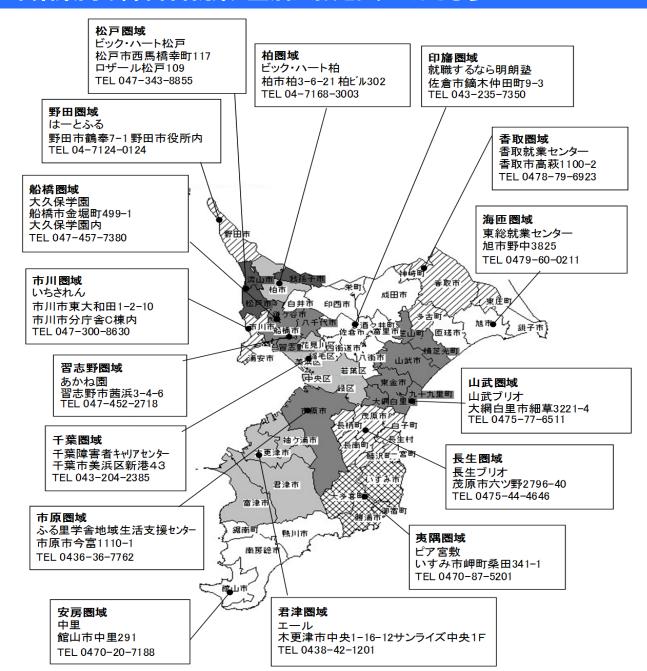
◆支援事項

◆支援事項

- ・雇用上のトラブルの対処法
- ・継続雇用のための雇用管理上のアドバイス

障害者の継続雇用のために企業を支援します!

▶千葉県内の障害者就業・生活支援センターはこちら



▶ほかにも千葉県では以下のような障害者雇用支援制度を行っています。 ご活用ください!

千葉県商工労働部産業人材課障害者就労支援班 電話 043(223)2756

- ●障害者雇用に関する相談
- ◆千葉障害者就業支援キャリアセンター (千葉市美浜区新港)

障害者の就労に係る相談から就業準備訓練、定着まで障害特性に応じた就業支援を行うほか、企業 向け障害者雇用相談や障害者多数雇用・特例子会社設立を目指す企業に対し総合的な支援を行いま す。

◆障害者就業・生活支援センター (※裏面をご覧ください。)

障害者の就業支援と生活支援を行っています。県内に16ヵ所設置されています。

◆企業支援員の派遣 (※裏面をご覧ください。)

16の全ての障害保健福祉圏域に配置した企業支援員が県内企業を訪問し、障害者の雇用管理上のアドバイスや障害者の雇用継続を支援します。

- ●障害者就労促進チャレンジ事業
- ◆企業向け職場見学会 ·企業相談会

障害者雇用の経験のない企業や法定雇用率の未達成企業の皆様を対象に障害者を雇用している企業の見学や意見交換会・企業相談会を実施します。

◆障害者向け職場見学会・交流会

働いている障害のある人による体験談の発表や意見交換等の交流会を実施します。

◆短期職場実習

就職を希望する障害のある人を対象に3~10日で実施します。

●障害者雇用サポート事業

障害のある人の就労を支援するため、基礎訓練と現場実習を組み合わせた研修を実施するとともに 障害者就労アドバイザーが、雇用を検討している企業に出向き、社内勉強会を開催するなど、雇用 に向けたサポートを行います。

- ●障害者の職業能力開発 問)千葉県立障害者高等技術専門校 電話043(291)7744
- ◆千葉県立障害者高等技術専門校 (千葉市緑区大金沢町)

DTP・Webデザインコース、福祉住環境・CADコース、PCビジネスコース、職域開拓コース、基礎実務コース、短期実務コースを設置しています。

◆委託訓練(民間企業等を活用した職業訓練)

民間企業等を活用した知識・技能習得コース、実践能力習得コース、デュアルシステムコース等を実施しています。

●千葉県障害者雇用優良事業所(笑顔いっぱい!フレンドリーオフィス)の認定

障害のある人を積極的に雇用し、障害のある人もない人も共に働いている企業や事業所を認定し、 公表しています。認定されると認定書が交付され、ロゴマークを会社案内や名刺等に使用すること ができます。

また、県の制度融資の1つである「障害者雇用推進資金」を活用することができます。





~精神・発達障害者の雇用、職場定着を目指して~



障害者就労支援セミナ-

障害者の就業意欲の高まりと、障害者雇用に関する社会的責任の広がり等を背景にして、障害者雇用の状況は着実に進展しております。その一方で障害者の雇入れや継続雇用

<u>こちらのセミナーは定員に達した</u> ため、申込を終了しました。

会場

千葉県教育会館(大ホール) 千葉市中央区中央4-13-10

対象者

- ★医療機関と就労支援機関等の職員
- ★大学、短大、専門学校、高校等の就職指導担当職員
- ★企業の人事担当者 等

<講演内容>

医療機関の立場から一般就労へ送り出すために

- *精神・発達障害者について知っていただきたいこと
- *職業準備性を高めるために求められること

などについて、ご講演頂きます

◆ 「精神・発達障害者の就労支援について」

特定医療法人 学而会 木村病院

院長

渡邉 博幸 氏

千葉大学社会精神保健教育研究センター 特任教授 日本周産期メンタルヘルス学会 理事 千葉県精神保健福祉協議会 常任理事

千葉県精神科リハビリテーション研究会 副会長

星和書店 精神科治療学誌編集委員

<説明内容>

「障害者法定雇用率の引上げについて」

【千葉労働局】

主催:千葉労働局・ハローワーク 共催:千葉県・千葉市